

濃縮!保育士 訂正表

	該当箇所	訂正
P119 上から2つ目	出席停止期間の日数の数え方は、発症日の翌日からの算定となり、インフルエンザでは 発症の6日後でなければ出席できない。	出席停止期間の日数の数え方は、発症日の翌日からの算定となり、インフルエンザでは 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過しなければ出席できない。

2018/02/06